

ハーモニーデイサービスセンター

利用重要事項説明書

地域密着型通所介護サービス・介護予防通所介護相当サービス

1 御利用の地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービス（法人）の施設の概要

名称・法人・代表者名	医療法人社団外松医院 理事長 外松哲彦
事業所名	ハーモニーデイサービスセンター（地域密着型通所介護事業所） （介護予防通所介護相当サービス）
所在地・連絡先	〒624-0928 舞鶴市字竹屋小字竹屋町 98 番地の1 電話（0773）78-3719 FAX（0773）78-3744
事業所番号	地域密着型通所介護 2692700020 介護予防通所介護相当サービス 2672700347
管理者名	足立 絵理
利用定員	18 名

2 事業の目的と運営の方針

第2条（事業の目的）

当施設の事業は、要介護状態、または、要支援1、要支援2又は事業対象者状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し介護保険法令の趣旨に従い利用者に適正な地域密着型通所サービス及び介護予防通所介護相当サービス（入浴・食事の提供及びこれに伴う介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他居宅要介護等に必要な日常生活上の世話）を提供することを目的とする。

第3条（運営の方針）

- 1.当施設では、利用者が可能な限り居宅において、能力に応じ自立した日常生活が出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより社会的孤立感の解消心身機能の維持及び向上、並びに家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
- 2.当施設では利用者の要介護状態の軽減、もしくは悪化の防止、または要介護状態になることの防止に資するよう、その目的を設定し計画的に行う。
- 3.当施設では、地域の中核となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療、福祉サービス提供者及び関係市町村と密接な関係をはかり、利用者の総合的なサービス提供に努める。
- 4.当施設では、利用者個々の意思及び人格を尊重して対応し、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。
- 5.当施設では、親切丁寧を旨とし、明るく家庭的な雰囲気の中で、過ごせるようなサービス提供に努め、利用者及び家族に対し理解しやすいような指導または説明を行うとともに同意を得て提供する。

3 職員体制

職種	人数	区令	職務の内容
管理者	1名	常勤兼務 (機能訓練指導員と兼務)	事業所全体の統括管理業務
生活相談員	1名 以上	常勤専従、非常勤専従	利用者の心身の状態、環境の把握、事前調査、指導、相談、介護計画の作成等
看護職員	3名 以上	常勤兼務、非常勤兼務 (機能訓練指導員と看護職員)	利用者の健康管理、及び身体介護
介護職員	2名 以上	常勤専従、非常勤専従	入浴、食事、排泄、送迎等の日常生活上必要な介護
機能訓練指導員	2名 以上	常勤兼務、非常勤兼務 (機能訓練指導員と看護職員)	日常生活上必要な訓練指導
栄養・調理職員	1名 以上	非常勤専従	栄養指導、献立の作成、調理指導、調理等の食事管理

事業所は、次の医療機関の看護職員と提供時間帯を通じて当該医療機関と密接かつ適切な連携を図る。

- (1) 医療機関名 医療法人社団 外松医院
- (2) 所在地 京都府舞鶴市字余部上 440 番地の1
- (3) 経営法人 医療法人社団 外松医院

*職員は適正な地域密着型通所介護サービス及び介護予防通所介護相当サービスを提供するため、事業に関わる知識と技術の向上のための研修を定期的に行っています。

4 職員勤務体制

勤務時間

8時30分～17時30分（うち1時間を休憩時間）

ただし機能訓練指導員は常勤の勤務時間帯内の必要時、非常勤者は、勤務時間帯内の必要時とする。

5 地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの実施地域

通常の実施区域は舞鶴市内とします。ただし当地域以外の方は相談ください。

6 営業日・営業時間

営業日 通常月曜日から土曜日までとします。

営業時間 8時30分から17時30分までとします。

但し、日曜日、年末年始（12月30日から翌年1月3日まで）を除きます。

サービス提供時間は9時00分から16時30分までです。

（要望により時間短縮でのサービス提供も対応致します）

7 サービス内容

- (1) 介護サービス（移動、排泄、見守り等のサービス）
- (2) 給食サービス

利用者の栄養、身体の状況、及び嗜好等を考慮した食事を適切な時間に提供し、食事管理を行います。なお、食材費は別途自己負担となります。

*食事サービスの利用は任意です。

- (3) 送迎
ご希望により利用者のご自宅と事業所との間を送迎いたします。
*送迎サービスのご利用は任意です。
- (4) 入浴及び個浴サービス
大浴場又は家庭用の浴槽にて安心して入浴していただけます。
*入浴サービスのご利用は任意です
- (5) 機能訓練
利用者の心身の状況に応じて、日常生活に必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施いたします。
- (6) レクリエーション
各種のレクリエーションを行うことにより、心身の機能を高め、参加者の方々とのコミュニケーションを図ります。*参加については任意です。
- (7) 排泄管理
排泄の自立を促すための適切な援助と利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行います。
- (8) 健康チェック
主に看護職員が必要な健康チェック、健康管理を行います。連携病院の看護師と健康状態の確認を行います。
- (9) 生活指導相談、栄養指導相談及び援助
利用者とその家族からの相談に対応します。

8 利用料金等

- (1) 地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の料金は厚生労働大臣又は舞鶴市が定める基準によるものとし、介護保険の適応があるサービスを利用する場合は利用料金の1割負担又は2割負担又は3割負担です。
- (2) 介護保険の給付範囲を超えたサービス利用料金は全額となります。
- (3) 介護保険の給付とならない利用料金は以下のとおりです。
 - ・食費 1回のご利用につき 750円（食事とおやつを提供）
 - ・レクリエーションで使用した部材費 実費
(利用者希望の教養娯楽品として趣味活動の経費)
- (4) 当日キャンセルされた場合 750円/回とさせていただきます。
(ただし当日体調急変による場合はキャンセル料は頂きません)
- (5) その他の費用が必要になった場合は、その都度利用者に説明し、同意を得た上でお支払いいただきます。
- (6) 利用料金のお支払い
一ヶ月毎に計算し翌月の20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。
 - ① 現金で支払う
 - ② 京都北都信用金庫による自動引落
 - ③ 日本郵政公社による自動引落

利用料金表

(所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合)

地域密着型通所介護

介護度等	介護報酬 (単位/日)	利用者の自己負担額 (円/日)		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	753 単位	753 円	1506 円	2259 円
要介護 2	890 単位	890 円	1780 円	2670 円
要介護 3	1032 単位	1032 円	2064 円	3096 円
要介護 4	1172 単位	1172 円	2344 円	3516 円
要介護 5	1312 単位	1312 円	2624 円	3936 円

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

各種加算	介護報酬	1 割負担	2 割負担	3 割負担
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位/回	22 円/回	44 円/回	66 円/回
介護職員処遇改善加算 I	介護報酬に 9.2% を乗じて算定/月	介護報酬に 9.2% を乗じて算定/月	介護報酬に 9.2% を乗じて算定/月	介護報酬に 9.2% を乗じて算定/月
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	40 円/月	80 円/月	120 円/月
入浴介助加算 I	40 単位/回	40 円/回	80 円/回	120 円/日
入浴介助加算 II	55 単位/回	55 円/回	110 円/回	165 円/回
送迎減算	-47 単位/片道	-47 円/片道	-94 円/片道	-141 円/片道
個別機能訓練加算 I イ	56 単位/回	56 円/回	112 円/回	168 円/回
個別機能訓練加算 I ロ	76 単位/回	76 円/回	152 円/回	228 円/回
個別機能訓練加算 II	20 単位/月	20 円/月	40 円/月	60 円/月
生活機能向上連携加算 II	100 単位/月	100 円/月	200 円/月	300 円/月
ADL 維持加算 I	30 単位/月	30 円/月	60 円/月	90 円/月
ADL 維持加算 II	60 単位/月	60 円/月	120 円/月	180 円/月
口腔機能向上加算 I	150 単位/回	150 円/回	300 円/回	450 円/回
口腔機能向上加算 II	160 単位/回	160 円/回	320 円/回	480 円/回
口腔・栄養スクリーニング I	20 単位/6 カ月	20 円/6 カ月	40 円/6 カ月	60 円/6 カ月
口腔・栄養スクリーニング II	5 単位/6 カ月	5 円/6 カ月	10 円/6 カ月	15 円/6 カ月

※ 加算を算定する個別機能訓練加算・生活機能向上連携加算、口腔機能向上加算については、同意を得た利用者様にのみ実施いたします。

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間とします。

介護予防通所介護相当サービス

介護度等	介護報酬（単位/月）	利用者の自己負担額（円/月）		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	1798 単位	1798 円	3596 円	5394 円
要支援2	3621 単位	3621 円	7242 円	10863 円

各種加算

介護度等	介護報酬（単位/月）	利用者の自己負担額（円/月）		
		1割負担	2割負担	3割負担
（要支援1）サービス提供体制強化加算（I）	88 単位	88 円	176 円	264 円
（要支援2）サービス提供体制強化加算（I）	176 単位	176 円	352 円	528 円
介護職員処遇改善加算 I	介護報酬に 9.2% を乗じて算定/月	介護報酬に 9.2% を乗じて算定/月	介護報酬に 9.2% を乗じて算定/月	介護報酬に 9.2% を乗じて算定/月
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	40 円/月	80 円/月	120 円/月
口腔機能向上加算 I	150 単位/月	150 円/月	300 円/月	450 円/月
口腔機能向上加算 II	160 単位/月	160 円/月	320 円/月	480 円/月
口腔・栄養スクリーニング I	20 単位/6 カ月	20 円/6 カ月	40 円/6 カ月	60 円/6 カ月
口腔・栄養スクリーニング II	5 単位/6 カ月	5 円/6 カ月	10 円/6 カ月	15 円/6 カ月

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間とします。

9 サービス内容に関する相談、要望、苦情

(1) 利用者、ご家族さま等の相談窓口（窓口責任者：管理者 足立 絵理）

ご利用方法・ご相談やご要望は職員にお申し出ください。迅速、適切に対応いたします。

- ・受付時間は毎週月曜日～土曜日の9時～17時までです。
- ・面接場所は当事業所相談室で行います。
- ・電話による場合は 電話（0773）78-3719

(2) 地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービス提供に関する苦情の受付

○事業所への窓口

- ・上記（1）による相談窓口を御利用ください。
苦情受付窓口責任者は、管理者：足立 絵理です。
- ・当施設内に「ご意見箱」を設置しています。ご意見に対しては、謙虚かつ適切に、対応いたします。
- ・電話による場合は 電話（0773）78-3719

○行政機関利用の窓口

- ・ 京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談係
電話 (075) 354-9090
FAX (075) 354-9055 (利用時間 9:00~17:00)
- ・ 舞鶴市高齢者支援課
電話 (0773) 66-1013
FAX (0773) 62-7957 (利用時間 8:30~17:15)

10 緊急時等における対応

- (1) 地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供中に病状の急変や事故が発生した場合は、担当職員の指示のもとに適切な応急処置を行い、速やかに利用者の主治医に連絡対応または、協力医療機関等で対応します。
- (2) 緊急時対応マニュアルに基づき必要により救急車にて搬送。救急隊、担当の居宅介護支援事業者及び、ご家族等の緊急時連絡先により連絡します。
- (3) 当事業所の協力医療機関は、以下のとおりです。
 - ・ 医療法人社団 外松医院 舞鶴市余部上440番地の1
電話 (0773) 64-0936
 - ・ 舞鶴赤十字病院 舞鶴市倉谷427 電話 (0773) 75-4175

11 事故発生時における対応

- (1) 事業者は万一、サービスの提供中に事故または施設内設備等による事故が発生した場合、利用者に対し、職員が一体となって必要な緊急処置を行います。
- (2) 利用者の緊急処置にあつたては、職員担当者及び理事長（医師）と連携指示のもとに対応いたします。この場合、二次的事故が起きないように万全を期して実行いたします。
- (3) 各種の緊急時対応マニュアルに基づき管理者、当該利用者家族、担当の居宅介護支援者に連絡し事故の説明を行います。または、必要により市町村並びに関係機関に報告いたします。
- (4) 速やかに、事故の再発防止のための事故対策委員会を設置し、事故発生の実態と徹底した事故の原因を究明するとともに、事故の対応を協議いたします。
- (5) 賠償すべき事故が発生した場合、速やかにその措置をこうじます。

12 秘密保持に関する事項

- (1) 当事業所における関係職員は、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を在職中、退職後を問わず漏らしません。
- (2) 利用者又はその家族の個人情報を用いる必要がある場合にはあらかじめ文章により同意を得るものとします。
- (3) 事業所は利用者またはその家族の秘密を保持するため、採用時にその旨、契約するとともに、指導教育します。

13 非常災害時の対応

- (1) 別途に定める消防計画、事業継続計画に基づき対応します。
- (2) 別途に定める消防計画により年2回以上避難教育訓練を行います。
- (3) 防災設備は下記のとおりです。

設備の名称	個数等	設備の名称	個数等
スプリンクラー	なし	火災通報装置	あり
避難出口	4箇所	誘導灯	5箇所
防火扉、シャッター	なし	ABC10型消火器	5本
自動火災報知機	あり(P型2級)	ガス漏れ探知機	あり

*大雨洪水警報や避難指示が出た場合、又は大雪等にて送迎が困難な場合休業もしくは早退とさせていただきます。

*地震等にて避難、送迎負荷となった場合は施設内一時待機もしくは近隣避難所への避難とさせていただきます。

14 感染症まん延防止への対応

感染症マニュアル、事業継続計画に基づき感染症まん延防止に努めます

15 ハラスメント対策の強化

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策に取り組みます。

16 地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービス利用時の留意事項

- (1) 利用されるときは、介護保険被保険者証・サービス利用票・介護保険負担割合証を提示してください。
- (2) 現金や貴重品は自分で管理してください。
- (3) 利用者の営利行為、特定の政治、宗教への活動はご遠慮ください。
- (4) 利用予定日に取りやめるときは前日 17 時 30 分までに連絡をしてください。
(前日が休日の場合は前々日の 17 時 30 分までにご連絡ください。当日休まれる場合体調急変時を除きキャンセル料が発生致します。)
- (5) 伝染病疾患があるときは速やかに連絡してください。
- (6) 禁止行為
 - ① 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使い危害を及ぼす場合)
 - ② 職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
 - ③ 職員に対するセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求など、性的な嫌がらせ行為)

ハーモニーデイサービスセンター

(地域密着型通所介護事業所)

(介護予防通所介護相当サービス)

運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団外松医院が開設するハーモニーデイサービスセンター（以下「当施設」という）が実施する地域密着型通所介護事業所及び介護予防通所介護相当サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

第2条（事業の目的）

当施設の事業は、要介護状態、または、要支援1、要支援2、事業対象者と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し介護保険法令の趣旨に従い利用者に適正な地域密着型通所サービス及び介護予防通所介護相当サービス（入浴・食事の提供及びこれに伴う介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他居宅要介護等に必要な日常生活上の世話）を提供することを目的とする。

第3条（運営の方針）

- 1.当施設では、利用者が可能な限り居宅において、能力に応じ自立した日常生活が出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。これにより社会的孤立感の解消、心身機能の維持・向上、並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
- 2.当施設では利用者の要介護状態の軽減、もしくは悪化の防止、または要介護状態になることの防止に資するよう、その目的を設定し計画的に行う。
- 3.当施設では、地域の中核となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療、福祉サービス提供者及び関係市町村と密接な関係をはかり、利用者が地域において総合的なサービス提供を受けることができるよう努める。
- 4.当施設では、利用者個々の意思及び人格を尊重して対応し、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。人権の擁護、虐待の防止のため必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施するなどの措置を講じます。
- 5.当施設では、親切丁寧を旨とし、明るく家庭的な雰囲気の中で、過ごせるようなサービス提供に努め、利用者及び家族に対し理解しやすいような指導または説明を行うとともに同意を得て提供する。

第4条（施設の名称及び所在地等）

当施設の名称は次のとおりとする。

- (1) 施設名 ハーモニーデイサービスセンター
- (2) 開設年月日 平成17年3月1日
- (3) 所在地 京都府舞鶴市字竹屋98番地の1
- (4) 電話番号 0773-78-3719 FAX番号 0773-78-3744
- (5) 管理者名 足立 絵理

(6) 介護保険指定番号 地域密着型通所介護（2692700020 号）
介護予防通所介護相当サービス（2672700347 号）

第5条（職員の職種、員数）

当施設職員の職種、員数は次のとおりとする。

職種	人数	区令
管理者	1名	常勤兼務（機能訓練指導員と兼務）
生活相談員	1名以上	非常勤、常勤兼務（介護職員と兼務）
看護職員	1名以上	外松医院看護師連携
介護職員	3名以上	常勤専従、常勤兼務、非常勤専従、非常勤兼務
機能訓練指導員	2名以上	常勤専従、常勤兼務、非常勤専従
調理職員	1名以上	非常勤専従

事業所は、次の医療機関の看護職員により、事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行うとともに、提供時間帯を通じて当該医療機関と密接かつ適切な連携を図る。

- (1) 医療機関名 医療法人社団 外松医院
- (2) 所在地 京都府舞鶴市字余部上 440 番地の1
- (3) 経営法人 医療法人社団 外松医院

第6条（職員の職務内容）

- (1) 管理者は、介護施設に携わる施設及び職員等の統括管理業務を行う。
- (2) 生活相談員は、利用者の心身の状況、環境等の把握を努めるとともに、申し込みに関わる調査、指導、相談、通所介護計画の作成等に対応する。
- (3) 看護職員は、必要に応じて、検温、血圧測定等の健康チェック、利用者の地域密着型通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画等に基づく看護等、健康管理に努める。
- (4) 介護職員は、利用者の地域密着型通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画等に基づく介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営む上で、必要な能力の減退を防止するための訓練指導を行う。
- (6) 栄養・調理職員は、献立の作成、調理、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等、利用者の食事管理等を行う。
- (7) 事務員は、施設職員の労務管理、施設経理業務、物品管理、設備管理、介護保険請求事務を行うと共に他の職種に属さない業務を行う。

第7条（営業日及び営業時間）

地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 通常月曜日から土曜日までを営業日とする。但し、日曜・年末年始（12月30日から翌年1月3日）を除く。なお場合により臨時休業を設けることがある。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。

第8条（利用定員）

地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの利用定員数は1日当たり18人とする。

第9条（地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの内容）

- (1) 地域密着型通所介護は居宅介護サービス計画に基づいて、地域密着型通所介護計画を立て、必要な個別介護（排泄、衣類着脱の介助、身体介助及び介護等）を行う。また、介護予防通所介護相当サービスは介護予防通所介護相当サービス計画に基づいて、必要な個別援助を行う。
- (2) 地域密着型通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画に基づき、入浴介助もしくは特別入浴介助を実施する。
- (3) 食事の提供及びこれに伴う要介護者への食事介助を行う。
- (4) 健康状態のチェック及び簡易な看護処置を行う。
- (5) 機能訓練及び各種のレクリエーションを実施する。
- (6) 利用者及び家族への生活相談及び助言、介護方法の指導等を行う。
- (7) 居宅及び施設間の送迎を実施する
- (8) サービス提供時間は9時～16時30分とします。
(要望によりサービス提供時間の短縮にも対応致します)。

第10条（利用料及びその他の費用）

利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 利用料は、提供した事業が法定代理サービスに該当する場合は、介護サービス費用基準額又は介護予防通所介護相当サービス基準額の1割又は2割又は3割とし、費用の徴収に当たっては事前に利用者の同意を得た上で行い、領収書を発行する。
- (2) 食材料費、希望によるレクリエーション部材費等の利用料については、事前に利用者の同意を得た上でその要した費用を徴収する。昼食費はおやつ代を含め1食750円とする。
- (3) 利用者が要介護認定を受ける前に止むを得ずこの事業を利用する場合は、介護サービス費用基準額又は舞鶴市介護予防日常生活支援総合事業が実施要項で定める額を徴収する。

第11条（通常の事業の実施区域）

原則として舞鶴市内全域とする。

第12条（施設のサービス利用に当たっての留意事項）

地域密着型通所介護事業及び介護予防通所介護相当サービスに当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・金銭、貴重品等の所持品は本人管理とする。
- ・利用予定日に状況等により通所できない場合は事前に申し出る。
- ・伝染性疾患がある場合は、遅滞なく施設に申し出る。
- ・利用者の「営利行為、宗教への勧誘、特定の政治行動」は禁止する。

第13条（非常災害対策）

事業者は非常事態又は緊急事態に備え、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づいて非常災害対策を行う。

- (1) 管理者に防火管理者の有資格を義務付け、火元責任者には職員を当てる。
- (2) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう点検管理を行う。
- (3) 定期的に非常災害に対する利用者及び職員の訓練を2回時行う。

第14条（緊急時における対応）

緊急時の対応は以下のとおりとする

- (1) 事業者は事業の提供中に利用者の病状の急変または、緊急の事態が生じた場合、利用者に対し、直ちに適切な処置を行い、最善をもって対応する。
- (2) 利用者の応急処置に当たっては、看護職員及び理事長（医師）と連携し、支持のもとに的確に行う。
- (3) 状態により、対応が困難な場合は利用者の主治医または協力医療機関と連絡調整を図り、必要により救急車を要請し搬送する。（協力病院 日赤病院）
- (4) 緊急時対応マニュアルにもとづき、速やかに当該利用者家族及び担当の居宅介護支援事業所に連絡し状況を報告する。

第15条（事故発生時における対応）

事故発生時の対応は以下のとおりにする

- (1) 事業者は万一、事業の提供中に事故または施設内設備等による事故が発生した場合、利用者に対し、職員が一体となって必要な緊急処置を行う。
- (2) 利用者の緊急処置に当たっては、職員担当者及び理事長（医師）と連携指示のもとに対応する。この場合、二次的事故が起きないように万全を期して実行する。
- (3) 各種の緊急時対応マニュアルにもとづき管理者、当該利用者家族、担当の居宅介護支援事業者に連絡し事故の説明を行う。または、必要により市町村並びに関係機関に報告をする。
- (4) 速やかに、事故の再発防止のための事故対策委員会を設置し、事故発生の事実と徹底した事故の原因を究明するとともに、事故の対応を協議する。
- (5) 賠償すべき事故が発生した場合、速やかにその措置を講ずる。

第16条（苦情処理の対応）

事業者は利用者からの相談または苦情に対し「苦情処理対策マニュアル」に基づき迅速かつ適切に対応する。

- (1) 利用者からの苦情に対し「ご意見箱」を設置するほか如何なる機会でも受け入れる姿勢をとり、管理者、生活相談員等の担当者が対応する。
- (2) 苦情内容の対応、業務の改善と防止策のための「苦情検討会」を開催し、結果は可能な限り利用者に伝達する。

(3) 苦情のあった事業者への対応は、実態を把握した上で必要により改善の申し出を行うと共に、利用者の要請があれば国保連事務局等の関係機関に報告、調査に対応する。

第17条（秘密保持）

- (1) 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を在職中、退職後を問わず漏らしてはならない。
- (2) 利用者または家族の情報をを用いる場合は事前に文書で同意を得ておくものとする。
- (3) 事業者は利用者またはその家族の秘密を保持するため職員採用時に、その旨契約するとともに指導教育を行う。

第18条（衛生管理）

- (1) 事業者は利用者の使用する施設、設備、食器等の備品及び水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずる。
- (2) 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止すると共に水廻り、厨房設備等の衛生上必要な措置を講ずる。
- (3) 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の措置を講じるものとする
 - ①事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため指針を整備する
 - ③事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施する。

第19条（職員の勤務体制、規律、健康管理者）

- (1) 事業者は法令の主旨に従い適正な地域密着型通所介護サービス及び介護予防通所介護相当サービスが提供できる勤務体制を定め、事業に関わる知識と技術の向上を目指し、職員の資質向上のための採用時研修及び研修教育の機会を確保する。
- (2) 職員は通所者に対し、人格の尊重、親切丁寧を旨として業務に専念し一致協力して連携を維持するよう心掛ける。
- (3) 職員は健康管理に留意し、施設が行う健康診断を受診する。就業に関する事項は、職員就業規則による。

第20条（その他の運営に関する重要事項）

- (1) 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。
- (2) 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- (3) 地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、当施設において定めるものとする。
- (4) 事業者は適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従

業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化

などの必要な措置を講じるものとする

第21条（虐待防止に関する事項）

1 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講じるものとする

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （2）虐待防止のための指針を整備する
- （3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

2 事業者は、サービス提供中に当該事業者従事者または養護者（利用者の家族など高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

協力病院

1. 京都府舞鶴市字余部440番地の1
医療法人社団 外松医院 TEL 0773-64-0936
2. 京都府舞鶴市倉谷427番地
舞鶴赤十字病院 TEL 0773-75-4175

付則

1. この規程は、平成17年3月1日より施行する。
2. この規程は、平成17年4月1日より改正施行する。
3. この規程は、平成17年10月1日より改正施行する。
4. この規程は、平成18年4月1日より改正施行する。
5. この規程は、平成18年5月16日より改正施行する。
6. この規程は、平成20年4月1日より改正施行する。
7. この規程は、平成21年4月1日より改正施行する。
8. この規程は、平成22年5月1日より改正施行する。
9. この規程は、平成24年4月1日より改正施行する。
10. この規程は、平成27年4月1日より改正施行する。
11. この規程は、平成28年7月1日より改正施行する。
12. この規程は、平成29年4月1日より改正施行する。
13. この規定は、平成30年1月16日より改正施行する。
14. この規定は、平成30年4月1日より改正施行する。
15. この規定は、平成31年4月1日より改正施行する。
16. この規定は、令和元年10月1日より改正施行する。
17. この規定は令和6年5月1日より改正施行する

ハーモニーデイサービスセンターにおける（地域密着型通所介護サービス・介護予防通所介護相当サービス）の提供の開始に際し、本書通りに基づいて、サービス内容及び重要事項の説明を致しました。

令和 年 月 日

事業者 住所 京都府舞鶴市字竹屋98番地の1
事業者（法人） 医療法人社団 外松医院
施設名 ハーモニーデイサービスセンター
(事業者番号) 2672700347
2692700020
代表者名 外松 哲彦

説明者 職員氏名 _____

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、地域密着型通所介護のサービス又は、介護予防通所介護相当サービスの内容及び重要事項の説明を受け、サービスの提供に同意いたしました。又、希望してサービスの提供を受けた場合に、当該サービスの利用料を支払うことに同意いたしました。

説明を受けた日 令和 年 月 日

利用者 住所 舞鶴市
氏名 _____

説明を受けた日 令和 年 月 日

利用者の家族または代理人（委任した場合） 利用者との続柄（ ）
住所

氏名 _____